

消費税簡易課税制度選択不適用届出書



平成 年 月 日	届 出 者	(フリガナ)					
		納 税 地	(〒 -)				
			(電話番号 - -)				
		(フリガナ)					
		氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	印				
____ 税務署長殿		法 人 番 号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。				

下記のとおり、簡易課税制度をやめたいので、消費税法第37条第5項の規定により届出します。

①	この届出の適用 開始課税期間	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日		
②	①の基準期間	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日		
③	②の課税売上高	円			
簡易課税制度の 適用開始日		平成 年 月 日			
事業を廃止した 場合の廃止した日		平成 年 月 日			
		個人番号 ※ 事業を廃止した場合には記載 してください。			
参 考 事 項					
税 理 士 署 名 押 印					
印 (電話番号 - -)					

※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号			部門番号			
	届出年月日	年	月	日	入力処理	年 月 日	
	通信日付印	確 認 印	番 号 確 認	身 元 確 認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他 ()
	年 月 日						

- 注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

消費税簡易課税制度選択不適用届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、簡易課税制度の適用を受けている事業者が、その適用を受けることをやめようとする場合又は事業を廃止した場合に提出します（法37⑤）。

なお、簡易課税制度を選択した場合は、事業を廃止した場合を除き、2年間継続した後でなければ簡易課税制度の適用をやめることはできません（法37⑥）。

2 提出時期等

この届出書の効力は、提出した日の属する課税期間の翌課税期間から生じます。

したがって、簡易課税制度の適用を受けることをやめようとする課税期間の初日の前日までに、この届出書を提出しなければならないこととなります。

ただし、この届出書は、事業を廃止した場合を除いて、簡易課税制度の適用を開始した課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ提出することはできません。

（注）「簡易課税制度の適用を開始した課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日」とは、個人事業者又は事業年度が1年の法人の場合には、原則として簡易課税制度を選択した課税期間の翌課税期間の初日となります。

3 記載要領

- (1) 「この届出の適用開始課税期間」欄には、簡易課税制度の適用を受けることをやめようとする課税期間の初日及び末日を記載します。
- (2) 「①の基準期間」欄には、「この届出の適用開始課税期間」欄の基準期間の初日及び末日を記載します。
- (3) 「②の課税売上高」欄には、基準期間における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額を記載します。
なお、基準期間が1年に満たない法人については、その期間中の課税資産の譲渡等の対価の額の合計額をその期間の月数で除し、これを12倍した金額を記載します。
（注）「課税資産の譲渡等の対価の額の合計額」は、消費税額及び地方消費税額を含まない金額をいいます。また、輸取出引に係る売上高を含み、売上げに係る対価の返還等の金額（税抜き）を含みません。
- (4) 「簡易課税制度の適用開始日」欄には、先に提出した「消費税簡易課税制度選択届出書（第24号様式）」の効力が生じた日、すなわち、同届出書の「適用開始課税期間」欄の初日を記載します。
- (5) 「事業を廃止した場合の廃止した日」欄には、事業を廃止した場合のその廃止年月日を記載します。
なお、個人事業者の方が事業を廃止した場合には、個人番号（12桁）を記載します。個人事業者の方がこの届出書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分にご注意ください。
- (6) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。
- (7) 記載内容等についてご不明な場合は、最寄りの税務署にお問い合わせください。